

## 回 答 書

2021年1月27日

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
事務局長 服部 有 殿

株式会社ECスタジオ  
代表取締役 嶋田 怜輔  
顧問弁護士  
グローウィル国際法律事務所 中野 秀俊



貴団体から当社に対して送付された2020年12月15日付け「申入書」に対し、当社は以下のとおり回答申し上げます。

### 記

#### 1. 「第1 規約の改定」について

改正民法の規定に準拠し以下のとおり、本件利用規約第11条を修正致します。

修正後)

##### 第11条 (本規約の改定)

1 当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。

(1) 利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、またはユーザーに電子メールで通知します。

3 変更後の利用規約の効力発生日以降にユーザーが本サービスを利用したときは、ユーザーは、利用規約の変更に同意したものとみなします。

2. 「第2 商品の購入」について

本件利用規約12条5項及び同6項につき、全部免責条項を改め以下のとおり修正致します。

修正後)

第12条(商品の購入)

5 当社商品を宣伝する他社または個人の広告サイト・アフィリエイトサイト等(以下、「該当サイト」といいます)で記載している内容について、当社は責任を負いません。ただし、生じた損害について当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

6 第三者のウェブサイト若しくはリソースから本サービスへのリンクを提供している場合、当社は、当該リンク元の内容、利用及びその結果(適法性、有効性、正確性、確実性、安全性、最新性及び完全性を含みますが、これらに限られません)について、いかなる責任も負わないものとします。ただし、生じた損害について当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

3. 「第3 解約」について

本件利用規約第14条1項の規定について、次回商品の受け取り後に解約を受け付けると定めたとしても、消費者に対して解約権を放棄させるものではなく、何ら消費者の解約権を不当に制限するものでもなく、受け取り後、解約までに十分な時間的余裕もあることから、信義則に違反するものではないと思料します。

したがって、本件利用規約14条1項は、消費者契約法第10条に反しないものと思料します。

4. 「第4 管轄裁判所」について

本件利用規約第15条については、専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所と定めておりますが、東京以外に居住するものであっても、訴訟手続が東京地方裁判所で進行することについて、特段不利益は生じないものと思料します。一方で、当社は不特定多数の方と本件利用規約を締結するため、専属的合意管轄裁判所を定めることの必要性は高いものです。

したがって、本件利用規約第15条は、消費者契約法10条に反しないものと思料します。

以上